

報告事項

都市計画区域マスタープラン の策定について

都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープラン

(正式名：都市計画区域の整備，開発及び保全の方針)

長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし，
その実現に向けての基本的な方針を明らかにするもの。

都市計画法 (昭和43年6月15日法律第100号)

第6条の2

「都市計画区域については，都市計画に，当該
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を
定めるものとする。」

都道府県が策定

都市計画区域マスタープランに定める内容

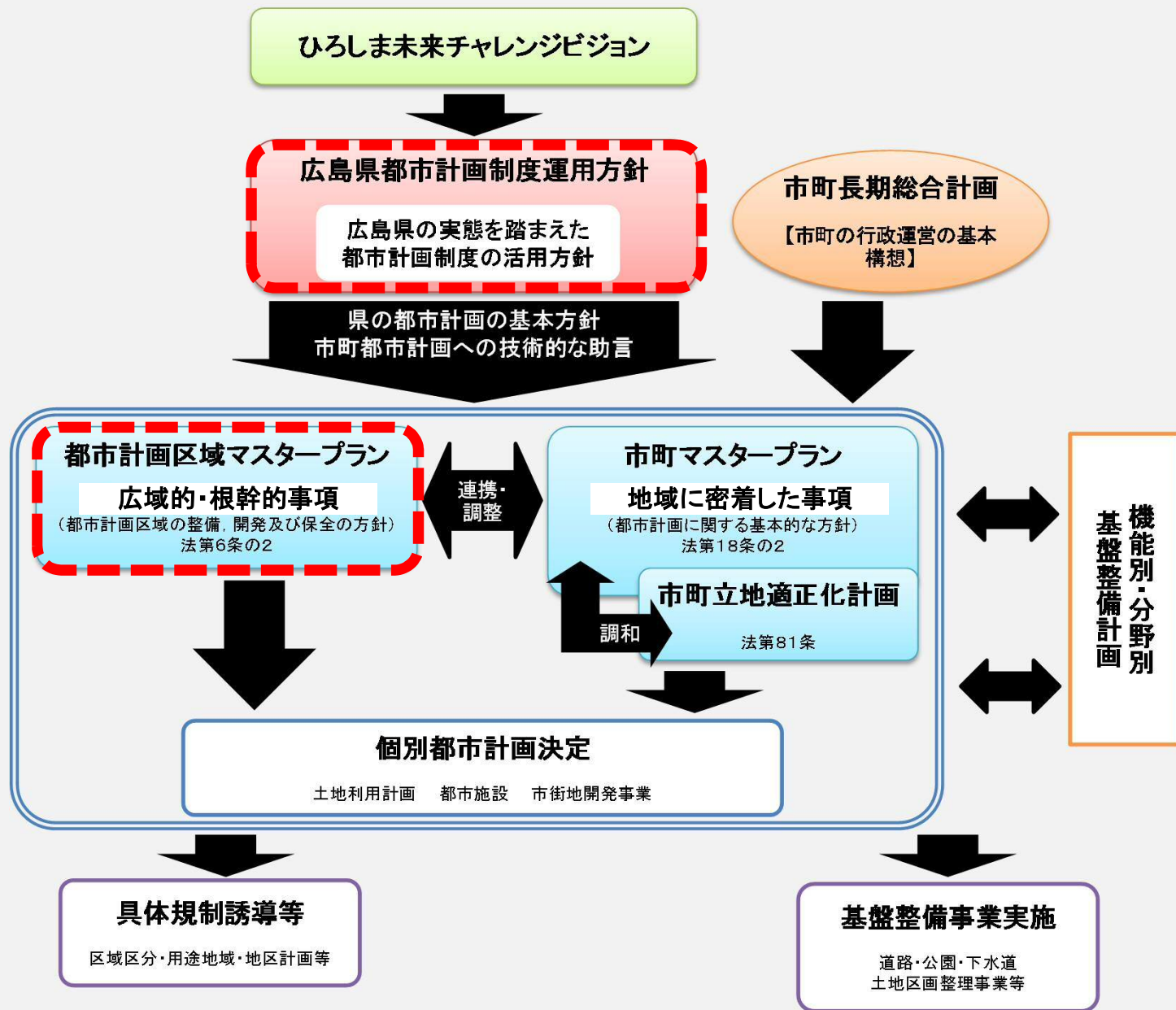
— 都市計画の基本的方針 —

① **都市計画の目標**
(都市の将来像)

② **区域区分の決定の有無及びその方針**

③ **主要な都市計画の決定の方針**
(土地利用, 都市施設の整備, 市街地開発事業)

都市計画区域マスタープランの位置づけ



新たなマスタープランの策定

現行マスタープラン
の目標年次の到来

目標年次
平成32年
(令和2年)

【社会情勢の変化】

- ・人口減少
- ・少子化・高齢化の進展
- ・自然災害の
多発化・激甚化

新たなマスタープラン
の策定

都市計画制度運用方針

＜将来像のイメージ＞

コンパクト+ネットワーク型の都市

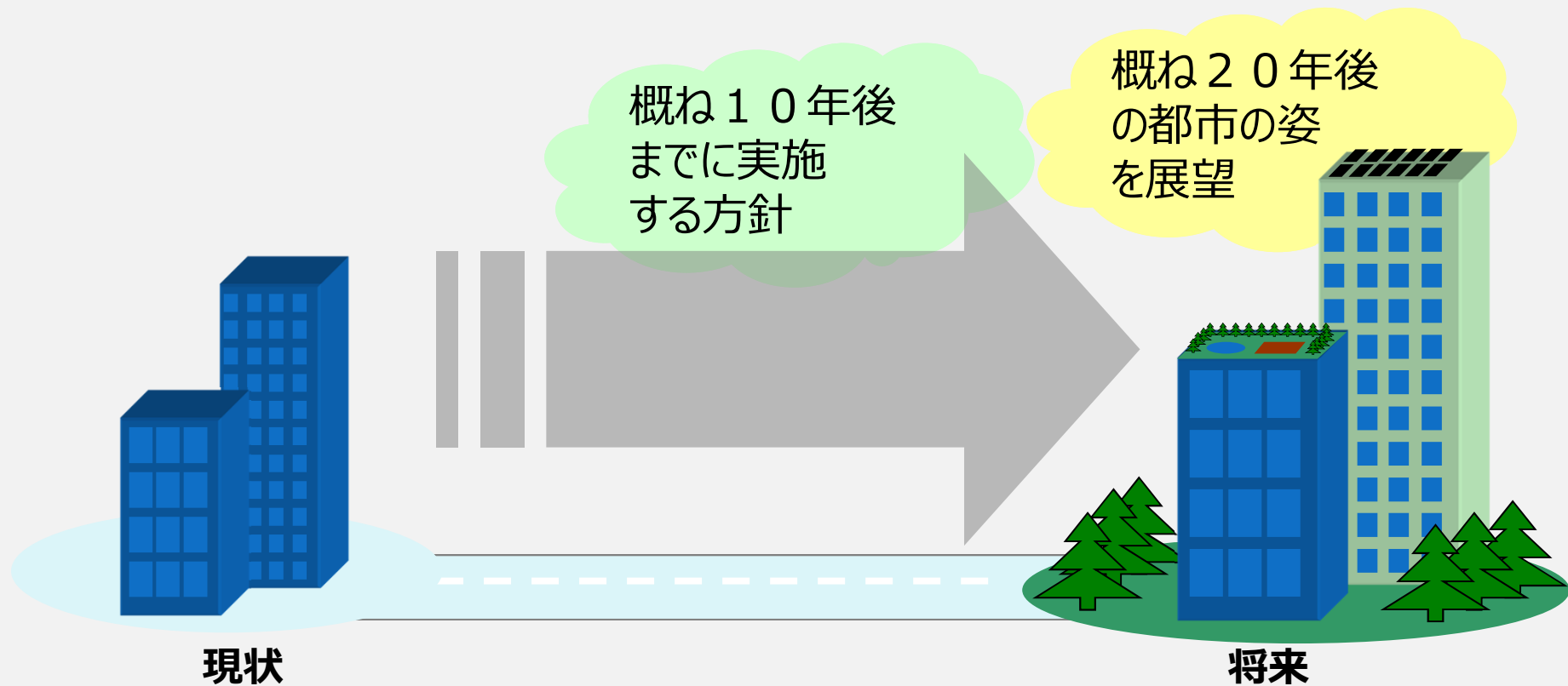
魅力あふれる
都市

活力を生み
出す都市

安全・安心に暮らせる都市

住民主体のまちづくりが
進む都市

新たなマスタープランの目標年



現状	
	現行のマスタープラン
基準年次	平成17年
策定年次	平成23年
目標年次	平成32年

新たなマスタープラン	
	平成27年
	令和3年(予定)
	令和12年

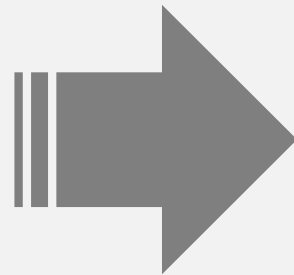
平成29・30年
都市計画
基礎調査

新たなマスタープランの圏域設定

■ 広域的な都市計画区域マスタープランの必要性

現行の区域
マスタープラン

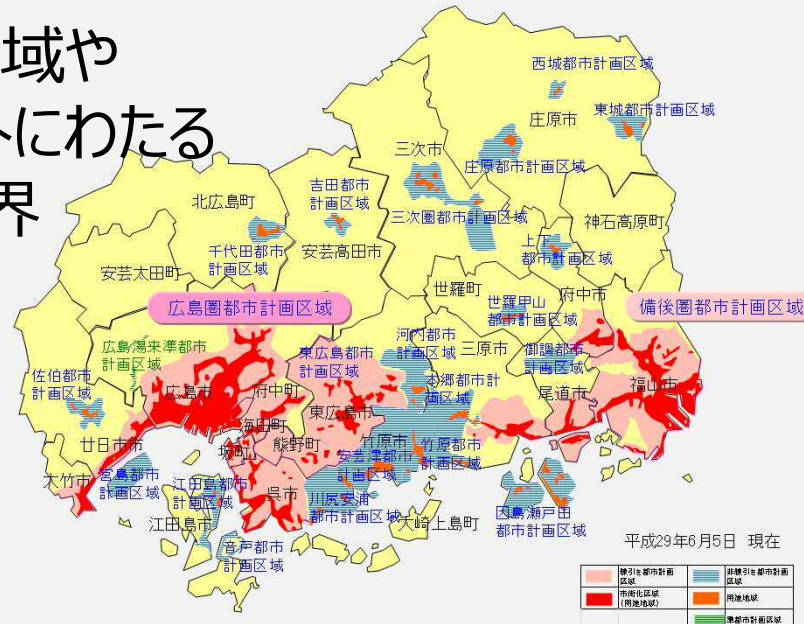
22の都市計画
区域ごとに策定



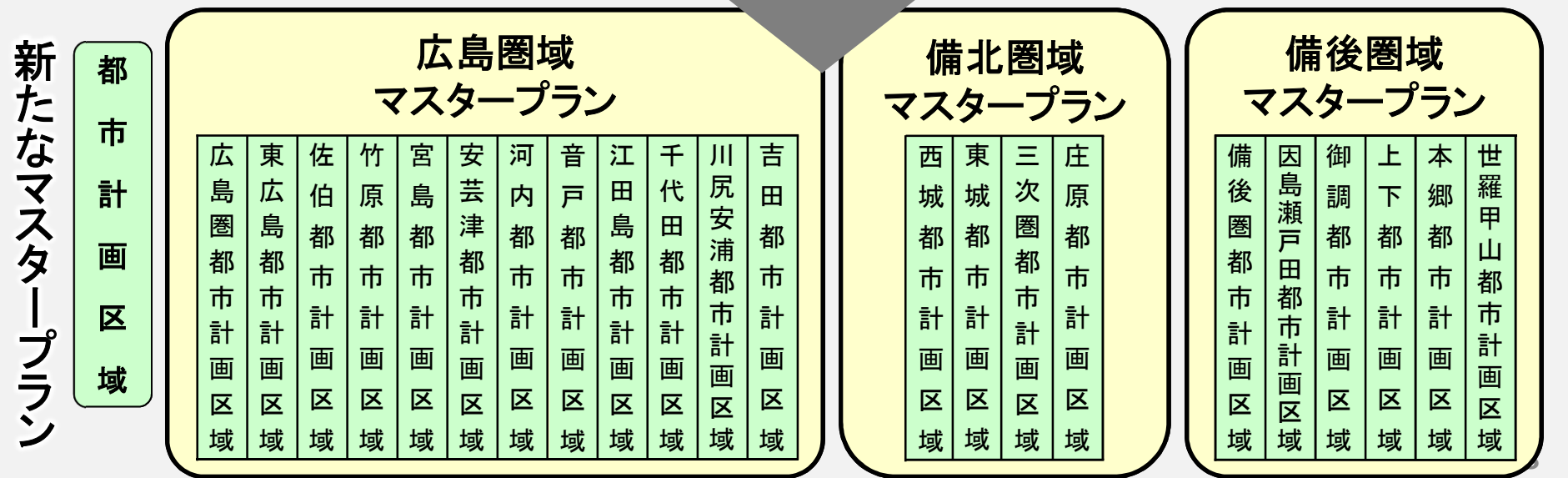
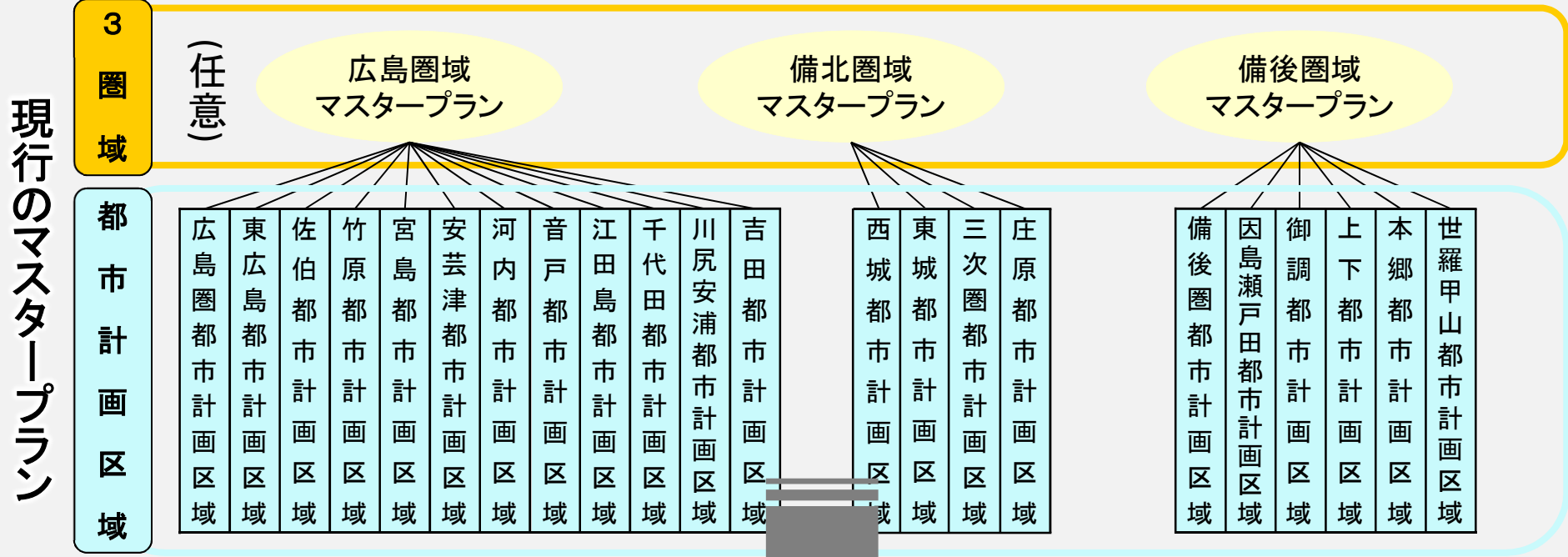
新たな区域
マスタープラン

一定のまとまりをもつ
圏域を設定し、
圏域ごとに策定

複数の都市計画区域や
都市計画区域内外にわたる
課題への対応に限界



新たなマスタープランの圏域設定



圏域設定の考え方

① 日常生活における結びつきによる検証

日常生活上の 結びつきを有する複数の都市からなる地域を基本とする **(通勤・通学などの圏域)**

② 都市の地理的位置による検証

日常生活圏の 概ね 1 時間程度で移動できる範囲を基本とする

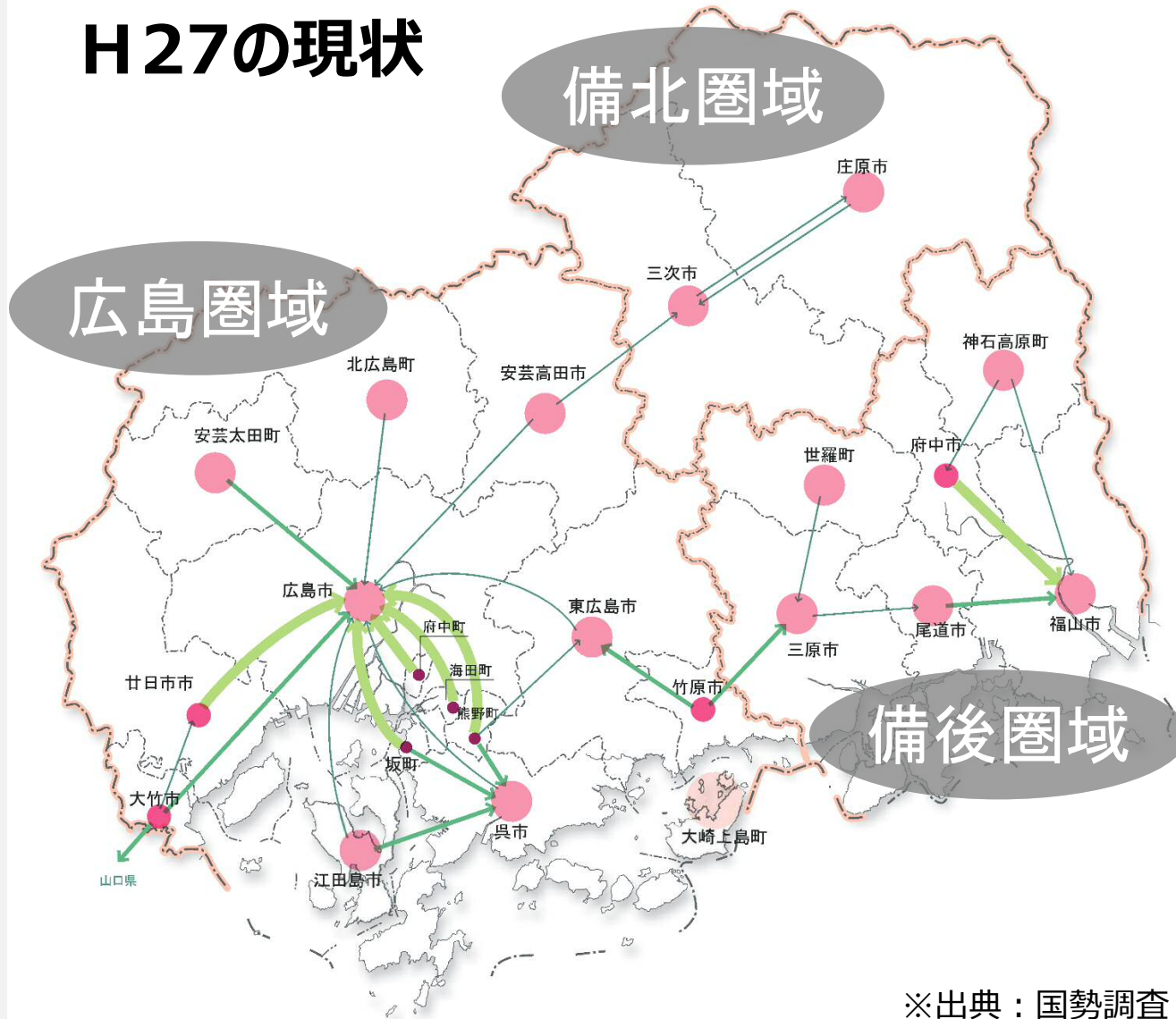
③ 上位計画との整合性

・土地利用基本計画

① 日常生活における結びつきによる検証

■ 県全体の流出・流入人口（通勤）

H27の現状



自市町での就業率

常住地による自市町内就業者率	
○ (Large)	90%以上
● (Medium)	70~90%
● (Small)	50~70%
● (Tiny)	50%未満

常住地による就業者流出率	
← (Thick)	20%以上
← (Medium)	10~20%
← (Thin)	5~10%
← (Dotted)	5%未満

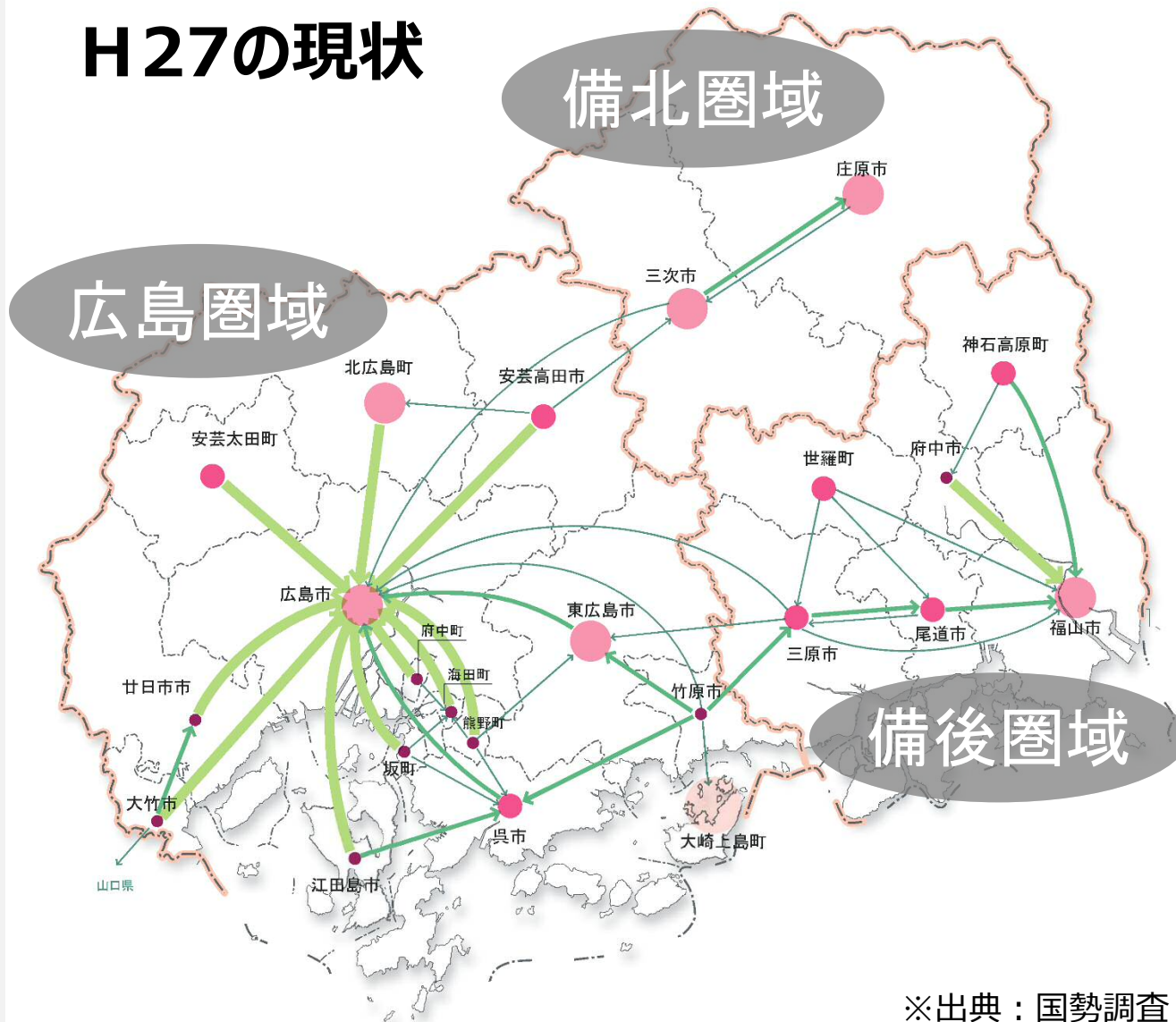
他市町への流出率

※出典：国勢調査（平成27年度）

① 日常生活における結びつきによる検証

■ 県全体の流出・流入人口（通学）

H27の現状



自市町での通学率

常住地による自市町内通学者率	
	90%以上
	70~90%
	50~70%
	50%未満

常住地による通学者流出率	
	20%以上
	10~20%
	5~10%
	5%未満

他市町への流出率

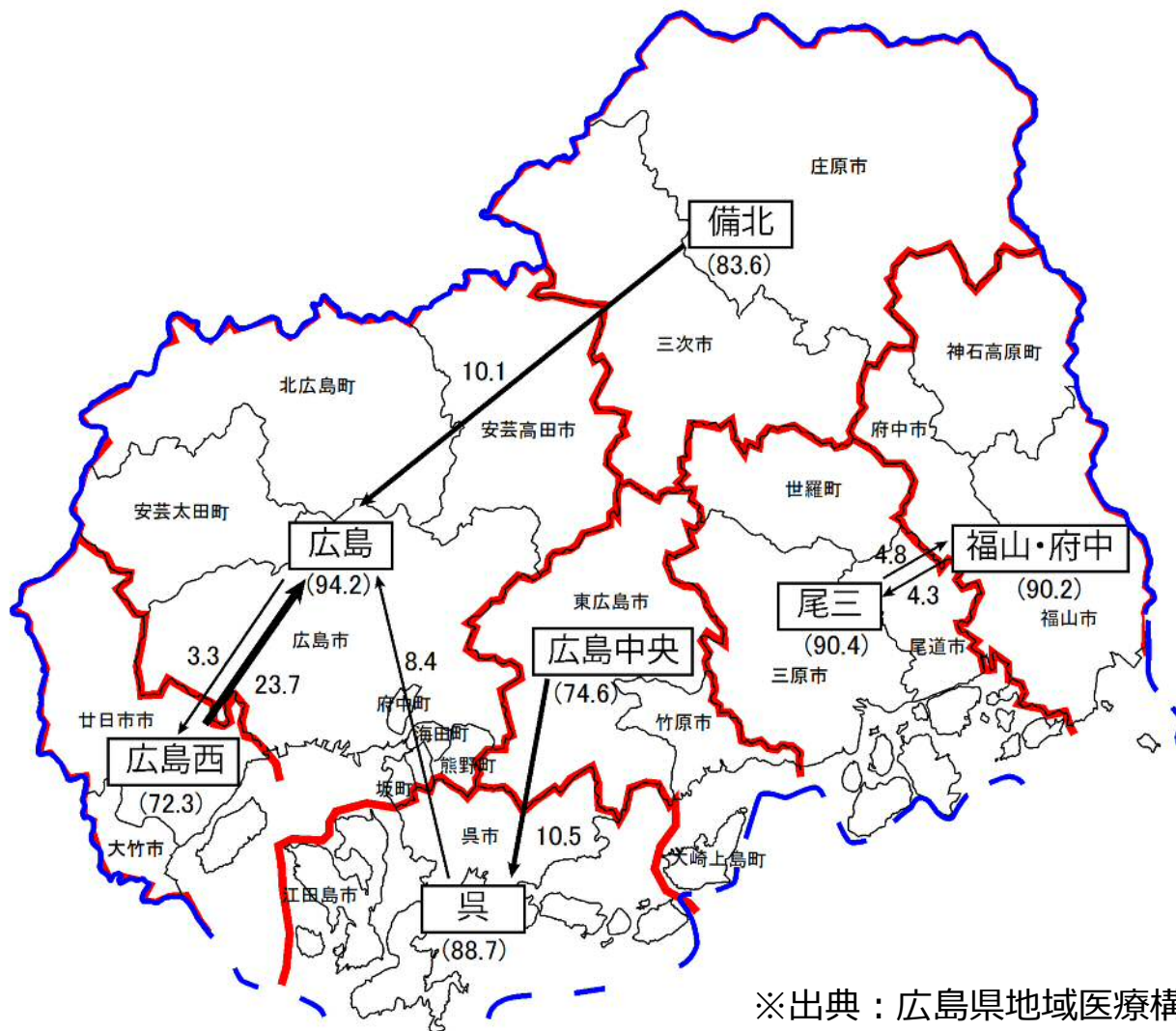
※出典：国勢調査（平成27年度）

① 日常生活における結びつきによる検証

■ 入院に伴う区域間の流出・流入人口（一般入院）

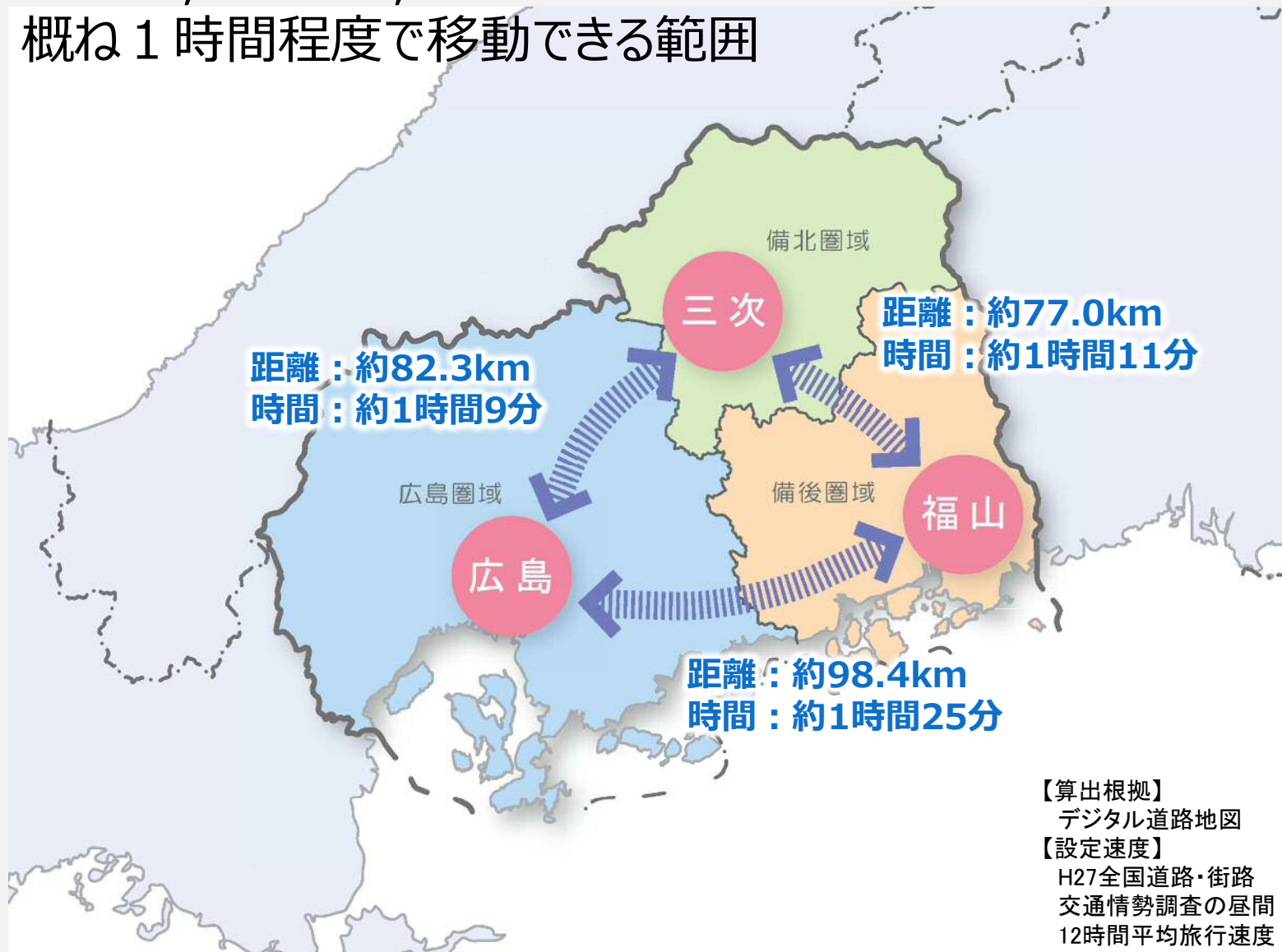
各区域で最も入院患者の流出が多い流動を図示

※数値は入院患者数に占める流動の割合(%)



②都市の地理的位置による検証

広島市，福山市，三次市から
概ね1時間程度で移動できる範囲



③ 上位計画との整合性

■ 土地利用基本計画との整合

- 広島県における適正かつ合理的な土地利用に関する基本方針を定めた「広島県土地利用基本計画」では、自然的、社会的及び経済的諸条件を勘案して、広島地域、備後地域、備北地域の3つの地域に区分



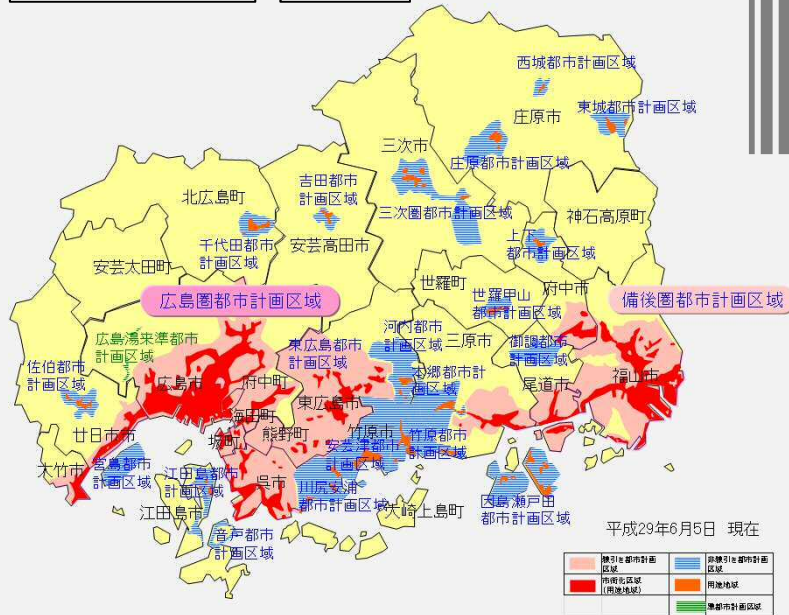
	基本方針
広島	中枢拠点性の向上，高次都市機能の強化，広域・国際交流圏を牽引する拠点的な生活圏形成，農林水産業の生産基盤の整備や生活環境の整備，地域振興の促進，太田川流域の土地利用を踏まえた防災・減災対策の取組，世界遺産を活用した交流の拡大 等
備後	福山中核都市圏として高次都市機能の強化・産業の高度化，農林水産業の生産基盤の整備や生活環境の整備，地域振興の促進，芦田川流域の土地利用を踏まえた防災・減災対策の取組，地域資源の活用による広域交流の拡大 等
備北	都市部への機能集積，交流人口の定着・拡大，新たな担い手確保，荒廃農地の適切な利用，農林業の基盤整備，農林地の保全，地域の資源・環境の保護，江の川流域の土地利用を踏まえた防災・減災対策の取組，里山などの地域資源の活用による交流 等

都市づくりの基本圏域

現行の区域マスタープラン

22区域

広島圏	東広島	宮島	佐伯	吉田
千代田	音戸	川尻安浦	江田島	
河内	安芸津	竹原		
三次	庄原	西城	東城	
備後圏	本郷	御調	世羅甲山	
因島瀬戸田	上下			



新たな区域マスタープラン

3圏域

広島圏域

広島圏, 東広島,
宮島, 佐伯, 吉田,
千代田, 音戸,
川尻安浦, 江田島,
河内, 安芸津, 竹原

備北圏域

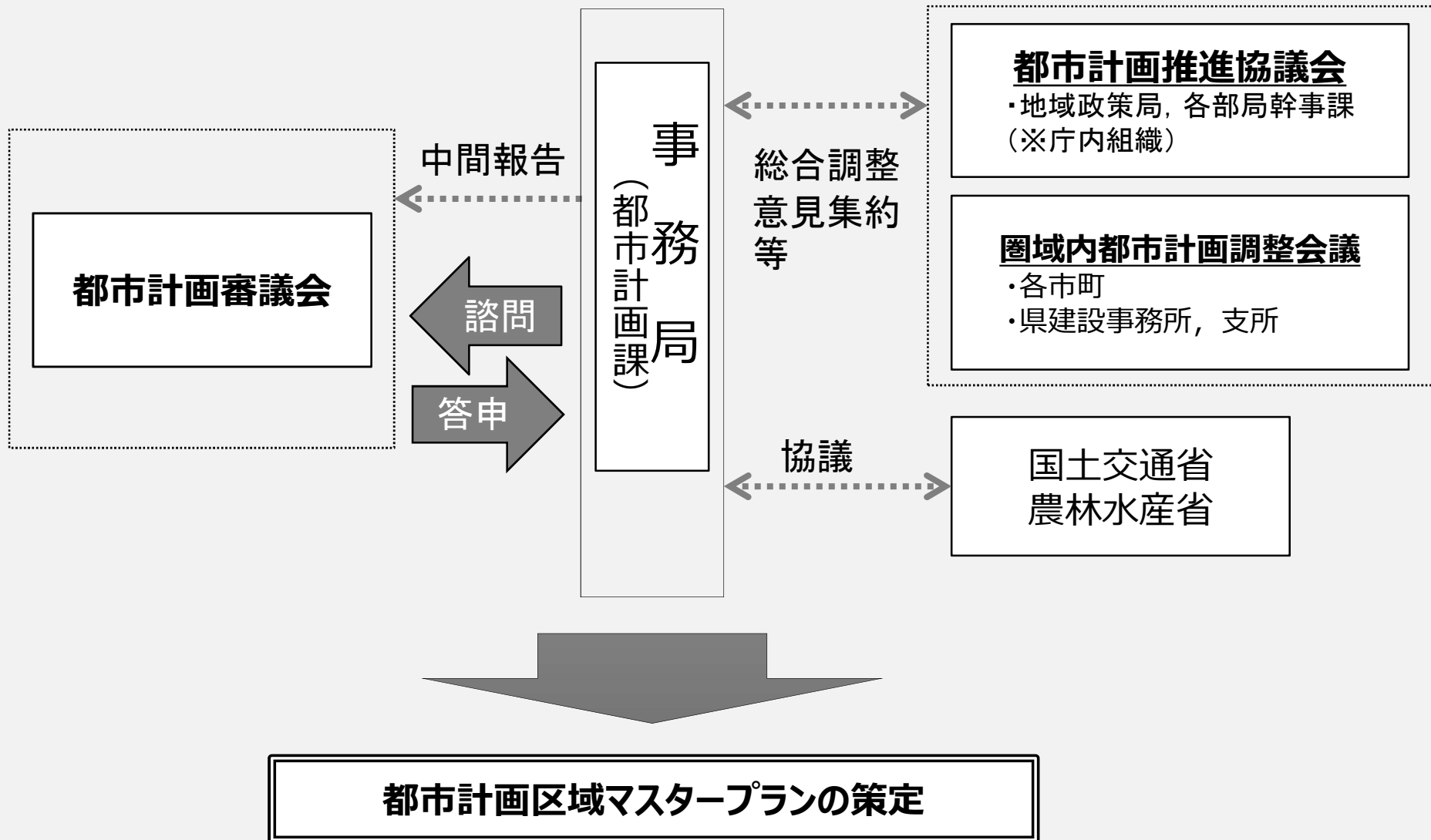
三次, 庄原,
西城, 東城

備後圏域

備後圏, 本郷,
御調, 世羅甲山,
因島瀬戸田, 上下



検討組織の体制



策定スケジュール（予定）

